

# 入札説明書

(趣旨)

第1 一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札公告、この入札説明書、仕様書、長野県旅券事務広告掲載要綱、長野県旅券事務広告掲載要領、契約書(案)を熟覧し、承諾した上で入札に参加してください。

(入札参加申込)

第2 入札参加者は、令和4年1月6日(木)午後5時までに次の各号に掲げる書類を長野県県民文化部文化政策課多文化共生・パスポート室に提出してください。

(1) 入札参加申込書(別紙様式1)

この入札説明書に添付の様式を使用してください。

(2) 過去3年以内に新聞又は雑誌の広告に関する業務を行ったことを証する書類等  
契約書の写し、発注者からの履行証明書等

(3) 商業登記事項証明書(現在事項全部証明書)(入札参加者が法人の場合)※

(4) 住民票抄本(入札参加者が個人の場合)※

(5) 納税証明書(下記の①及び②)※

① 県税に未納がないことの証明書

ア) 本店又は支店若しくは営業所が長野県内にある場合

長野県が県税事務所で発行する「県税につき未納がないこと」の証明書

イ) 本店が長野県以外にある場合で、支店又は営業所が長野県内にある場合

・ 本店所在地の都道府県が発行する「都道府県税に未納がないこと」の証明書  
(ただし、税目ごとの証明書のみ発行の都道府県にあっては、直前事業年度が記載された法人(個人)事業税の納税証明書)

・ 長野県が県税事務所で発行する「県税につき未納がないこと」の証明書

② 消費税及び地方消費税に未納税額のないことの証明書

(その3、その3の2、その3の3のいずれか)

(6) その他参考となる書類(会社概要など)

※ 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)のある者は、上記(1)入札参加申込書の該当欄に登録番号を記載することで、上記のうち(3)、(4)及び(5)の書類を省略することができます。

2 郵送の場合は、書留、簡易書留又は配達記録郵便とし、令和4年1月6日(木)午後5時までに到達したものを有効とします。

(持参書類)

第3 入札の当日は、次の書類を必ず持参してください。

(1) 入札書

この入札説明書に添付の入札書(別紙様式2)を使用してください。

(2) 委任状(代理人の場合)

入札参加申込書に記載の本人以外(代理人)が入札に参加する場合は、入札申込者本人の委任状が必要です。

本入札説明書に添付の委任状(別紙様式3)を使用してください。

(3) 印鑑

入札参加申込書に押印した本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札する場合は委任状に押印した代理人本人の印鑑を持参してください。

(入札保証金)

第4 入札保証金とは、入札参加者があらかじめ長野県に納付する保証金をいい、落札者が契約を締結しない場合に、納付した保証金は県に帰属します。

(1) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、入札書提出時までに納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、その納付を免除します。

ア 入札参加者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと予算執行者が認めたとき。

(2) 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、入札保証金の納付免除ができるかどうかの確認をするものとし、納付が必要な入札参加者には、その旨の連絡をします。

なお、予算執行者が確認に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。

(3) (1) の入札保証金に代わる担保の種類及び価額は、別表に掲げるとおりとします。

(4) (1) の入札保証金の額又は担保の価額は、契約の種別により次の金額の100分の5に相当する金額以上とします。

ア 総価契約 見積もった金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)

~~イ 単価契約 見積もった単価(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)に(年間)予定数量を乗じて得た金額~~

~~ウ 複数単価契約 見積もった各単価(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額)に(年間)予定数量を乗じて得た金額の合計額~~

(5) 入札保証金等の納付方法は次のとおりとします。

ア 現金により納付する場合は、予算執行者の発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提示してください。

イ 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書等を提出してください。

なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付してください。

また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付してください。

ウ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を入札書提出時までに寄託してください。

(6) 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付します。また、落札者が納付した入札保証金等は契約の締結後にこれを還付します。

(7) 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付します。

(8) 落札者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとします。

また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合においては、(4)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。

(9) 入札保証金には、利子を付しません。

#### (入札)

第5 入札書には、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者名)を記入の上、押印してください。

2 金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

3 代理人が入札する場合は、入札書の入札者住所氏名を記入(押印は要りません。)するとともに、代理人の氏名を記入のうえ押印してください。

4 入札書は、所定の入札箱に投入してください(封筒は不要です。)

5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

#### (入札の無効)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正し、訂正印(入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの)のない入札書

(5) 記名、押印のない入札書

(6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(7) 郵送による入札書

(8) 納付した入札保証金の額が、第4(4)に達しない場合の当該入札書

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

#### (開札)

第7 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者が開札に立ち会わない場合には、県が指定した者を立ち会いさせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

2 開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、また落札者がいない場合はその旨を、開札終了後直ちに入札参加者へお知らせします。

(落札者の決定)

第8 予定価格以上の額の入札であって、最高の価格でもってした者を落札者とします。

ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

なお、同価格の入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

(再度入札)

第9 開札した場合において、予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち、現に開札場所にとどまっている者により、再度の入札を行うものとします。再度の入札をしても、なお予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をした者のうち、現に開札場所にとどまっている者により、再々度入札を行います。

(契約の締結)

第10 落札者は、落札決定の日から7日以内に別紙様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することとなり、返還されません。

(契約保証金)

第11 落札者は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、契約締結に際し、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければなりません。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

2 1の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、第4(3)の入札保証金の定めを準用します。

3 契約保証金は、契約期間終了後、落札者に返還します。

なお、落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

(広告掲載料の納付)

第12 広告掲載料は、県が発行する納入通知書により、令和4年3月25日(金)までに納付しなければなりません。

2 広告掲載料が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は県に帰属することとなり、返還されません。

(随意契約)

第13 再々度入札を行い、落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とします。

(見積書の徴取)

第 14 随意契約とした場合、再々度入札において最高の価格をもって入札した者から見積書を徴取します。

2 見積回数は、3回を限度とし、予定価格以上の額の価格の見積書を提出した者を契約の相手方とします。

(入札の中止等)

第 15 入札は、県の都合により延期又は中止することがあります。

(その他)

第 16 この入札説明書に定めのない事項は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第16号)、財務規則(昭和 42 年規則第 2 号)の規定によります。

別表 入札保証金又は契約保証金に代わる担保

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額